

別表1－1（連絡窓口）【既存】

市町村が実施する創業支援等事業（鹿角市）

創業支援等事業の目標																				
<p>・これまでに鹿角市には創業に関する相談窓口を設置していなかったが、例年、商工振興担当に2～3件程度の創業に関する相談が寄せられていた。市内の方は、商工会への相談が定着しているが、転入者等のフォローアップとして鹿角市に連絡窓口を設置し商工会に設置するワンストップ相談窓口への案内を行う。相談件数は、これまでの2倍の件数増加を見込み年間6件を目標とする。</p> <p>・創業支援対象者数6人、創業者数1人</p> <p>・年間の各事業単位の創業支援対象者数および創業者数は次の通り。</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th><th>対象者</th><th>創業者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(別表1-1)鹿角市 連絡窓口</td><td>(6)</td><td>(1)</td></tr> <tr> <td>(別表2-1)商工会 ワンストップ相談窓口</td><td>20</td><td>10</td></tr> <tr> <td>(別表2-2)商工会 個別指導</td><td>(7)</td><td>(7)</td></tr> <tr> <td>(別表2-3)市内金融機関 相談窓口</td><td>4</td><td>2</td></tr> <tr> <td>計</td><td>24</td><td>12</td></tr> </tbody> </table>			事業名	対象者	創業者数	(別表1-1)鹿角市 連絡窓口	(6)	(1)	(別表2-1)商工会 ワンストップ相談窓口	20	10	(別表2-2)商工会 個別指導	(7)	(7)	(別表2-3)市内金融機関 相談窓口	4	2	計	24	12
事業名	対象者	創業者数																		
(別表1-1)鹿角市 連絡窓口	(6)	(1)																		
(別表2-1)商工会 ワンストップ相談窓口	20	10																		
(別表2-2)商工会 個別指導	(7)	(7)																		
(別表2-3)市内金融機関 相談窓口	4	2																		
計	24	12																		
<p>※1-1については、全数2-1に引き継がれることから内数とする。また、2-2は、2-1のワンストップ相談窓口から引き継がれこととなるため内数としている。</p>																				
創業支援等事業の内容及び実施方法																				
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 鹿角市産業活力課内に設置する連絡窓口と商工会内に設置するワンストップ窓口(別表2-1)と連携強化し創業希望者に対し手厚い支援を行う。 鹿角市と連携する「創業支援機関」を活用して、具体的かつ適切な支援を実施する。 創業支援を図る要素別の各連携機関の役割は次の通りとする。 <p><創業に必要な要素と各連携機関が担う役割></p> <p>①ターゲット市場の見つけ方 かづの商工会のノウハウを活かし、情報提供を行う。鹿角市では、商談会や県内外の物販催事への出店について支援を行う。</p> <p>②ビジネスモデル構築の仕方 かづの商工会は顧客、ニーズへの対応、採算性についてのアドバイスを実施する。</p> <p>③売れる商品・サービスの作り方 商工会のノウハウを活かして情報提供を行うとともに、事業者連携のためのマッチング支援を行う。</p> <p>④適正な価格の設定と効果的な販売方法について かづの商工会が、販売先、ターゲット、販売方法、価格へのアドバイスを行う。</p> <p>⑤資金調達 市内金融機関（秋田銀行、北都銀行、東北銀行、秋田県信用組合）は、資金調達へのアドバイス及び金融支援を行う。 また、かづの商工会は鹿角市で実施している「起業・創業支援補助金」などの補助金申請や、秋田県の実施する制度の利用を促進するほか、融資を含めた資金調達へのアドバイスを行う。</p> <p>⑥事業計画書の作り方 かづの商工会及び市内金融機関は、事業計画書の策定についてアドバイスを行う。</p> <p>⑦許認可、手続き かづの商工会は、創業手続・許認可についてアドバイスを行う。</p> <p>⑧コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性 鹿角市と創業支援等事業者が連携し、創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について継続的なアドバイスを行う。</p>																				

⑨創業に向けた準備

鹿角市はインキュベートルームを設置し、創業を予定する方や創業して間もない方に対し安価で事務室を提供し、事業が軌道に乗るまでの期間を支援する。

⑩情報収集及び交流の場の提供

鹿角市は創業される方や、新事業への進出を目指す方々が集い、情報収集や情報交換を行う場を提供する。

<創業支援機関との連携>

窓口相談実施事業者から、毎月下記の項目の提出を求める。市ではこれを集計し、各創業支援等事業者へ集計結果を報告することで、市内における創業動向の共有化を図り、支援体制の強化を図る。ただし、名簿等の管理については、個人情報保護法を遵守する。

(収集項目) 相談件数、相談内容、開業予定業種、性別、年齢、開業件数

<特定創業支援等事業について>

かづの商工会が実施する「個別指導事業（別表2-2）」を受け、下記内容に達した事業者を「特定創業支援等事業者」として認め、証明書を発行する。

- ・「個別指導」の一環として週に1度程度、1か月に4回以上の打ち合わせを行い、経営、財務、人材育成、販路開拓等のノウハウを習得したと認められるもの。

<各事業の共通事項>

- ・本創業支援等事業計画の全体の進捗状況を鹿角市が把握することとし、創業希望者・創業者に対するアンケート調査等により、常に体制を改善していくこととする。
- ・特定創業支援等事業を実施し、証明書の発行を受けた創業者に対しては、その後の創業の有無や実績報告等を電話、メール等にて確認する。
- ・創業後についても、鹿角市・各支援機関が連携してフォローアップを行い、適切な支援を行うとともに、成功事例については、各支援機関の機関紙等を通じ、広くPRする。
- ・公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業者に対しては、創業支援サービスを行わない。各連携機関にもこの方針を徹底する。

（2）創業支援等事業の実施方法

- ・鹿角市産業活力課に、専属担当者2名を配置するとともに、かづの商工会にワンストップ相談窓口を設置し、鹿角市及び各支援機関が連携して創業者を支援できる体制を構築する。また、鹿角市の広報誌やホームページにおいて、本計画と相談窓口設置を広くPRしていくこととする。
- ・各支援機関が支援を行った創業者情報等に関しては、個人情報保護に配慮する。
- ・各支援機関の連携を密にするため、隨時支援機関担当者の連絡会を開催し、各支援機関の活動状況、改善点について情報共有を行う。

計画期間

平成27年4月1日～令和6年3月31日

変更箇所については令和元年12月20日～令和6年3月31日

別表2－1（ワンストップ相談窓口）【既存】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（かづの商工会）

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 かづの商工会
(2) 住所 鹿角市花輪字柳田14-1
(3) 代表者の氏名 会長 柳澤 隆次
(4) 連絡先 電話 0186-22-0050 FAX0186-23-2698 担当者 企業支援課長 渡辺 正臣
創業支援等事業の目標
・かづの商工会内に鹿角市内での創業希望者を対象としたワンストップ相談窓口を設置する。 経営指導員6人を配置し、平成27～30年度の実績で平均相談件数15件あったことから、体制の強化により年間で相談20件を目標とする。 また、創業件数については、同じく平成27～30年度の実績で平均7件あったことから、平均以上の全体で10件を目標とする。 ・創業支援対象者数20人、創業者数10人
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 ・市連絡窓口からの紹介者、及びかづの商工会窓口を訪れた創業希望者・相談者の現状・要望を把握し、創業希望者に対し創業手続、事業計画の作成、マーケティング戦略等の様々な悩みや疑問について、経営指導員が無料で相談を聞き、内容に応じて対応方法をアドバイスする。
(2) 創業支援等事業の実施方法 ・制度パンフレット等を用いながら相談者の背景（事業内容・資金額等）を把握し、個別指導及び市の補助制度を案内し、創業可能な骨太の事業計画となるよう細やかに指導する。 ・相談、支援を実施する中で入手する個人情報は保護に留意する。 ・市および商工会は、本制度のPRと事業内容を広報やホームページ等で周知を行うほか、事業の実績やその後の状況などについて情報共有を行う。 ・相談を受ける職員は相応の知識を持った者（経営指導員）が対応する。 ・個人事業の場合は「開業届」、法人の場合は「商業登記簿謄本」の写しの提出を求め、創業の確認を行う。
計画期間
平成27年4月1日～令和6年3月31日 変更箇所については令和元年12月20日～令和6年3月31日

別表2－2（個別指導）【既存：特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（かづの商工会）

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 かづの商工会
(2) 住所 鹿角市花輪字柳田14-1
(3) 代表者の氏名 会長 柳澤 隆次
(4) 連絡先 電話 0186-22-0050 FAX0186-23-2698 担当者 企業支援課長 渡辺 正臣
創業支援等事業の目標
・鹿角市内での創業希望者を対象に個別指導を実施する。 個別指導はワンストップ相談窓口（別表2－1）からの一連の流れで実施する。相談件数全体のうち、7件が個別指導に至り創業することを目標とする。
・創業支援対象者数7人、創業者数7人
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 ・ワンストップ窓口における起業相談の結果、創業に向けて動き出す希望者に対し、経営指導員が経営、財務、人材育成、販路開拓等についての継続的な指導を行う。
(2) 創業支援等事業の実施方法 ・指導に当たっては、経営指導員により行うものとする。 ・個別指導の一環として週に1度程度、1か月以上、4回以上の打ち合わせを行い、経営、財務、人材育成、販路開拓等のノウハウを習得させる事業を「特定創業支援等事業」とする。 ・特定創業支援等の資格を満たした者については、市が定める報告書様式に氏名、住所、連絡先、指導の内容、指導の日を記載し、市に提出する。また、個人情報の取扱いについては、かづの商工会が定める「情報取扱規定」に基づき適正な管理を行う。 ・特定創業支援等事業の資格認定者については、全員に対して電話、メール、訪問等の手段により、個人事業の場合は「開業届」、法人の場合は「商業登記簿謄本」の写しの提出を求ることにより創業状況を確認するとともに、創業時から6か月ごとの事業状況の報告及び指導を3年間実施する。 ・また、起業後についても、経営指導員による個別のフォローアップを実施する。 ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。
計画期間
平成27年4月1日～令和6年3月31日 変更箇所については令和元年12月20日～令和6年3月31日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第4回認定日以降の申請が対象となる。

別表2－3（相談窓口）【既存】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（市内金融機関）

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 ①㈱秋田銀行 ②㈱北都銀行 ③㈱東北銀行 ④秋田県信用組合
(2) 住所 ①秋田市山王3丁目2番1号 ②秋田市中通3丁目1番41号 ③盛岡市内丸3番1号 ④秋田市南通亀の町4番5号
(3) 代表者の氏名 ①取締役頭取 新谷明弘 ②取締役頭取 伊藤新 ③取締役頭取 村上尚登 ④理事長 北林貞男
(4) 連絡先 ①花輪支店 電話0186-23-3003 FAX0186-23-3170 毛馬内支店 電話0186-35-3041 FAX0186-35-3214 ②鹿角支店 電話0186-23-3181 FAX0186-23-2236 ③鹿角支店 電話0186-23-3480 FAX0186-23-3001 ④花輪支店 電話0186-23-3260 FAX0186-23-3497 毛馬内支店 電話0186-35-2291 FAX0186-35-4226
創業支援等事業の目標
・鹿角市内での創業希望者を対象とした相談窓口を設置する。
基本的には商工会による窓口相談（2－1）の後に金融機関へ融資相談に訪れる流れが主であるが、年間の金融機関へ直接相談の活用件数は4件、うち2件の創業を目標とする。 ・創業支援対象者数4人、創業者数2人
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 ・創業希望者に対し、融資相談を行うほか、事業計画の作成、マーケティング戦略等の様々な悩みや疑問について、対応方法をアドバイスする。 ・創業時において必要となる人件費、原材料費、販路開拓費などの運転資金や、店舗・事務所の開設に伴う費用、機械設備費などの設備資金について、秋田県の新事業展開資金（創業支援資金）などの融資制度を紹介することにより、地域密着の金融機関の機動力を活かした円滑な資金調達を支援する。 また、日本政策金融公庫など政府系金融機関の創業者向け融資商品等も併せて紹介を行う。
(2) 創業支援等事業の実施方法 ・本事業は、市内金融機関が中心となって実施する。 ・本事業を広く周知するため、鹿角市の連絡窓口及びかづの商工会に設置するワンストップ相談窓口で金融機関情報を周知する。また、各支援機関が情報共有し横断的な連携による利用促進を図る。 ・本事業では、創業時はもちろんのこと、創業後も必要に応じて運転資金及び設備資金等について、資金調達の支援や、市補助金の活用を促すなど、連携事業者による創業後のフォローアップを積極的に実施する。 ・本事業を実施するにあたっては、個人情報保護法を遵守する。
計画期間
平成27年4月1日～令和6年3月31日 変更箇所については令和元年12月20日～令和6年3月31日